

(証券コード：8698)

平成25年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目4番地1
マネックスグループ株式会社
代表取締役
会長兼社長 松 本 大

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成25年6月21日（金）17時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付ください。

[インターネット等による議決権の行使]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>または <https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、49ページ～50ページの「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月22日（土）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

議案の内容は、後記の株主総会参考書類（35ページ～48ページ）に記載のとおりであります。

4. インターネット上に掲載する事項について

- (1) 連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定にしたがって、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.monexgroup.jp/>）に掲載しており、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.monexgroup.jp/>）において、周知させていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当社グループ（当社および連結子会社）は、オンライン証券ビジネスを主要な事業として、日本、米国および中国（香港）に主要な拠点を有し展開しております。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の国内経済は、東日本大震災からの復旧・復興に向けた動きが本格化し緩やかな回復傾向が見られたものの、欧州債務問題の深刻化などで不透明な経済環境が続きました。しかし、平成24年12月に入り安倍新政権が、デフレ脱却に向けて大胆な金融緩和を目標に掲げたこと等から景気にも底入れ感が出てきました。日経平均株価は、年初から軟調な展開で平成24年6月には8,200円台をつけ、その後も8,000円台後半から9,000円台前半で推移していましたが、12月下旬に10,000円台を回復してからは売買代金の増加を伴いながら上昇を続け、平成25年3月末には12,000円台となりました。

当連結会計年度は、国内の株式市場の売買代金が増えたことにより受入手数料が20,367百万円（前期比19.6%増）と伸びたことから、営業収益は36,090百万円（同18.1%増）と増加しました。また、有価証券投資の売却等により、その他の金融収益が4,855百万円（同907.3%増）、企業結合に伴う負ののれん発生益等により、その他の収益が1,759百万円（同443.9%増）と増加したことで収益合計は42,740百万円（同36.2%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、日本の株式取引が増えたことによる取引関係費の増加、従業員の増加による人件費増加等により30,359百万円（同16.5%増）となりました。また、米国子会社買収時ののれんを減損したことで費用合計が35,742百万円（同24.5%増）となった結果、税引前利益は6,998百万円（同162.3%増）、当期利益は3,907百万円（同257.2%増）となりまし

た。また、非支配持分を除いた親会社の所有者に帰属する当期利益は3,901百万円（同279.3%増）となりました。

#### （セグメント別の概況）

##### ①日本

日本の株式市場においては、平成24年12月下旬頃から個人投資家の売買代金が増加しており、当連結会計年度の東京、大阪、名古屋の三証券取引所の一営業日平均個人売買代金は約6,219億円と、前期比38.4%増加しました。

このような環境の下、マネックス証券株式会社ではスマートフォン向けサービスの拡充、新・米国株取引サービスの開始などお客さまの利便性向上に努めた結果、受入手数料は12,981百万円（同18.8%増）となりました。また、外国為替相場が年度末に向けて円安となったことから個人投資家の外国為替証拠金取引（FX取引）金額が増加し、トレーディング損益が5,170百万円（同1.2%増）と増加した結果、営業収益は24,151百万円（同12.0%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、業務内製化等に伴い人件費が3,515百万円（同11.0%増）と増加したものの、バックオフィス業務の外部委託廃止による費用削減により事務費が4,740百万円（同2.6%減）、オフィス移転に伴う賃料削減等により不動産関係費が1,456百万円（同8.5%減）と減少し、合計で16,510百万円（同1.4%減）となりました。

また、有価証券投資の売却益を4,781百万円（同1,285.8%増）計上した結果、セグメント利益（税引前利益）は12,888百万円（同253.4%増）となりました。

##### ②米国（欧州、豪州を含む）

当連結会計年度のVIX（ボラティリティ・インデックス）指数の平均は16.62ポイント（前期の平均24.10ポイント）と大幅に下落しました。アクティブ・トレーダーを主な顧客層としている米国証券子会社の業績は、VIX指数が高くなると収益が増える傾向にあり、厳しい環境となりました。

このような環境の下、認知度向上に向けた施策を継続し新規口座数の増加に寄与しました。また、米国子会社の技術開発力を活用して、マネックス証券株式会社の新・米国株取引サービスの取引ツールの開発・提供を行うとともに、マネックス証券株式会社およびMonex Boom Securities(H.K.) Limited

からの米国株売買取次における受託業務も開始しました。このように、グループ全体のシステム内製化およびグローバル化を進める中長期戦略の実施を推進しました。

当連結会計年度は12か月、前連結会計年度は9か月と、業績に寄与している期間の相違から、営業収益は11,727百万円（同35.7%増）となる一方、取引関係費が5,284百万円（同34.5%増）、人員増および株価連動報酬の増加により人件費が4,762百万円（同70.6%増）と増加し、販売費及び一般管理費は13,423百万円（同51.1%増）となりました。また、のれんについて減損テストを実施した結果、2,524百万円の減損損失を認識し、セグメント損失（税引前損失）は5,775百万円（前期は993百万円のセグメント損失）となりました。

### ③中国

顧客サービスの改善を図りユーザビリティの向上を進めているものの、香港株式市況の低迷により取引が伸び悩み、受入手数料が235百万円（同19.9%減）となった結果、営業収益は387百万円（同14.9%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は475百万円（同8.8%増）となり、セグメント損失（税引前損失）は107百万円（前期は14百万円のセグメント利益）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は3,474百万円となっております。主に、新規サービス導入および国内証券ビジネスの次世代システム構築に伴う設備投資等によるものです。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度末において信用取引に伴う資金の一部は、証券金融会社から信用取引借入金として14,847百万円調達しております。その他、主に信用取引の自己融資資金として、銀行等からの借入により86,940百万円、社債の発行により10,000百万円を調達しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、国内の株式市況のみに依存しない収益基盤を構築することを目指して、日本国内のほか、米国、中国（香港）、欧州（英国）、豪州に事業拠点を有し、事業ポートフォリオの地域分散およびグローバル化を図っております。それぞれの地域において、主たる事業である個人投資家のためのオンライン証券取引ビジネスを充実させるほか、FX取引事業のグローバル展開を推進し、今後更なる収益機会の拡大を図ることが重要であると考えております。米国子会社の技術開発力によりグループ内のシナジー効果を創出し、収益機会を拡大させ、また固定費を中心としたコスト削減・管理に努めることで、営業利益率（＝営業収益から金融費用、販売費及び一般管理費を控除した収支を営業収益で除した率）を向上させることも課題であると認識しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 第6期<br>(日本基準)<br>(平成21年4月1日<br>～平成22年3月31日) | 第7期<br>(日本基準)<br>(平成22年4月1日<br>～平成23年3月31日) | 第8期<br>(日本基準)<br>(平成23年4月1日<br>～平成24年3月31日) | 第9期(ご参考)<br>(当連結会計年度)<br>(日本基準)<br>(平成24年4月1日<br>～平成25年3月31日) |
|------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 営業収益       | 22,499百万円                                   | 25,227百万円                                   | 32,292百万円                                   | 37,389百万円                                                     |
| 純営業収益      | 19,921百万円                                   | 22,589百万円                                   | 29,054百万円                                   | 33,557百万円                                                     |
| 経常利益       | 4,479百万円                                    | 4,990百万円                                    | 2,373百万円                                    | 2,235百万円                                                      |
| 当期純利益      | 3,776百万円                                    | 1,992百万円                                    | 1,422百万円                                    | 5,747百万円                                                      |
| 1株当たり当期純利益 | 1,527円41銭                                   | 647円82銭                                     | 467円45銭                                     | 1,917円82銭                                                     |
| 総資産        | 374,688百万円                                  | 365,730百万円                                  | 535,663百万円                                  | 693,224百万円                                                    |
| 純資産        | 66,310百万円                                   | 71,025百万円                                   | 72,459百万円                                   | 79,989百万円                                                     |

(注) 第6期の平成22年1月17日付で、株式交換により新株式を発行しております。これにより発行済株式総数が673,002株、純資産が23,844百万円増加しております。

第7期の平成22年10月12日付で公募による新株式発行を行い、平成22年12月27日付で合併に伴う新株式発行を行っております。これにより発行済株式総数が205,685株、純資産が4,715百万円増加しております。

第9期より、国際会計基準(IFRS)に基づいて作成しておりますが、過去3期との比較のため、ご参考として第9期の日本基準による諸数値を記載しております。なお、第9期の日本基準の諸数値については、会計監査人による監査を受けておりません。

日本基準の諸数値については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

| 区 分              | 第7期(ご参考)<br>(IFRS)<br>(平成22年4月1日<br>～平成23年3月31日) | 第8期(ご参考)<br>(IFRS)<br>(平成23年4月1日<br>～平成24年3月31日) | 第9期<br>(当連結会計年度)<br>(IFRS)<br>(平成24年4月1日<br>～平成25年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 営業収益             | —                                                | 30,569百万円                                        | 36,090百万円                                                |
| 税引前利益            | —                                                | 2,668百万円                                         | 6,998百万円                                                 |
| 当期利益             | —                                                | 1,094百万円                                         | 3,907百万円                                                 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | —                                                | 1,028百万円                                         | 3,901百万円                                                 |
| 基本的1株当たり当期利益     | —                                                | 337円95銭                                          | 1,301円73銭                                                |
| 資産合計             | 359,093百万円                                       | 526,729百万円                                       | 682,193百万円                                               |
| 資本合計             | 73,995百万円                                        | 75,806百万円                                        | 79,702百万円                                                |
| 親会社の所有者に帰属する持分   | 73,802百万円                                        | 75,558百万円                                        | 79,667百万円                                                |

(注) 第9期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第7期および第8期の国際会計基準(IFRS)に基づいて作成した諸数値を記載しております。

国際会計基準(IFRS)の諸数値については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況（平成25年3月31日現在）

| 会 社 名                                | 資 本 金    | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                            |
|--------------------------------------|----------|---------|------------------------------------------|
| マネックス証券株式会社                          | 7,425百万円 | 100.0%  | 金融商品取引業                                  |
| 株式会社マネックスFX                          | 1,800百万円 | 100.0%  | 金融商品取引業                                  |
| マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社             | 100百万円   | 100.0%  | 有価証券等の投資事業                               |
| マネックス・ハンブレクト株式会社                     | 113百万円   | 84.1%   | M&Aアドバイザーサービス、Open IPO <sup>®</sup> 調査研究 |
| トレード・サイエンス株式会社                       | 91百万円    | 100.0%  | システムプログラムを用いた投資助言等                       |
| Monex International Limited          | 26百万米ドル  | 100.0%  | 中間持株会社（香港）                               |
| Monex Boom Securities (H.K.) Limited | 80百万香港ドル | 100.0%  | 金融商品取引業                                  |
| TradeStation Group, Inc.             | 515千米ドル  | 100.0%  | 中間持株会社（米国）                               |
| TradeStation Securities, Inc.        | 100米ドル   | 100.0%  | 金融商品取引業                                  |
| TradeStation Technologies, Inc.      | 100米ドル   | 100.0%  | システム開発・運営、ソフトウェア販売                       |
| IBFX, Inc.                           | 1千米ドル    | 100.0%  | 金融商品取引業                                  |

(注) 1. TradeStation Forex, Inc. は、平成24年5月18日付でIBFX, Inc. に商号変更しております。

2. 当社は、平成24年8月1日付で当社の保有するマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社株式のすべてを旧アストマックス株式会社(現アストマックス・トレーディング株式会社)に譲渡いたしました。また、同日付で旧アストマックス株式会社の株式を15%取得し、同社を関連会社としております。なお、平成24年10月1日付で旧アストマックス株式会社は、単独株式移転により同商号の持株会社（現アストマックス株式会社）を設立しており、現在当社は当該持株会社を関連会社としております。
3. 当社は、平成24年8月1日付でソニーバンク証券株式会社を買収し、完全子会社としております。その後、ソニーバンク証券株式会社は、平成25年1月12日付でマネックス証券株式会社（存続会社）と合併しております。



4. 株式会社マネックス・ユニバーシティは、平成24年9月27日付の株主総会にて解散を決議し、平成24年12月27日付で清算終了しております。

③ その他

オリックス株式会社は、当社を関連会社としております。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、株式取引ビジネスをはじめ、FX取引ビジネス、先物・オプション取引ビジネス等をグローバルに展開し、主にインターネットを通じて、世界中のお客さまに金融の総合サービスを提供しております。

(8) 主要な営業所（平成25年3月31日現在）

| 会 社 名                                                         | 事 業 所 名         | 所 在 地          |
|---------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 当 社                                                           | 本 社             | 東京都千代田区        |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社<br>(子 会 社)                              | 本 社             | 東京都千代田区        |
|                                                               | 日 本 橋 営 業 所     | 東京都中央区         |
|                                                               | 八 戸 営 業 所       | 青森県八戸市         |
|                                                               | 北 京 駐 在 員 事 務 所 | 中華人民共和国北京市     |
| 株 式 会 社 マ ネ ッ ク ス F X<br>(子 会 社)                              | 本 社             | 東京都中央区         |
| マ ネ ッ ク ス ・ ビ ジ ネ ス ・<br>イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 株 式 会 社<br>(子 会 社) | 本 社             | 東京都千代田区        |
| マ ネ ッ ク ス ・ ハ ン プ レ ク ト 株 式 会 社<br>(子 会 社)                    | 本 社             | 東京都港区          |
| ト レ ー ド ・ サ イ エ ン ス 株 式 会 社<br>(子 会 社)                        | 本 社             | 東京都千代田区        |
| Monex International Limited<br>(子 会 社)                        | 本 社             | 中華人民共和国香港特别行政区 |
| Monex Boom Securities (H.K.) Limited<br>(子 会 社)               | 本 社             | 中華人民共和国香港特别行政区 |

| 会 社 名                                      | 事 業 所 名                | 所 在 地                     |
|--------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| TradeStation Group, Inc.<br>(子 会 社)        | 本 社                    | アメリカ合衆国フロリダ州<br>プランテーション市 |
| TradeStation Securities, Inc.<br>(子 会 社)   | 本 社                    | アメリカ合衆国フロリダ州<br>プランテーション市 |
|                                            | ニューヨーク・オフィス            | アメリカ合衆国ニューヨーク州<br>ニューヨーク市 |
|                                            | シカゴ・オフィス               | アメリカ合衆国イリノイ州<br>シカゴ市      |
| TradeStation Technologies, Inc.<br>(子 会 社) | 本 社                    | アメリカ合衆国フロリダ州<br>プランテーション市 |
|                                            | ダラス・オフィス               | アメリカ合衆国テキサス州<br>リチャードソン市  |
|                                            | シカゴ・オフィス               | アメリカ合衆国イリノイ州<br>シカゴ市      |
| I B F X , I n c .<br>(子 会 社)               | 本 社                    | アメリカ合衆国フロリダ州<br>プランテーション市 |
|                                            | ソルトレイクシティ<br>・ オ フ ィ ス | アメリカ合衆国ユタ州<br>ソルトレイクシティ市  |

(9) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 917名    | 72名増加       |

- (注) 1. 上記のほか派遣従業員20名が勤務しております。  
2. 従業員数は就業人員数により記載しております。  
3. 従業員数増加の主な理由は、米国子会社においてシステム開発要員の採用を進めたことによるものであります。

(10) 主要な借入先および借入額（平成25年3月31日現在）

| 借 入 先           | 借 入 金 残 高 |
|-----------------|-----------|
|                 | 百万円       |
| シンジケートローン       | 12,500    |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 9,940     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 8,500     |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 4,500     |
| 株式会社りそな銀行       | 4,000     |
| みずほ信託銀行株式会社     | 4,000     |
| 株式会社新生銀行        | 4,000     |
| 株式会社八十二銀行       | 3,500     |

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行8,482百万円、株式会社りそな銀行2,232百万円ほか、計5行による協調融資となっております。
2. 上記のほかコールマネーによる借入が、合計で40,000百万円となっております。
3. 信用取引借入金としての証券金融会社からの借入は、合計で14,847百万円となっております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,996,805株
- (3) 株主数 43,688名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                                                      | 千株    | %       |
| オ リ ッ ク ス 株 式 会 社                                                                    | 673   | 22.4    |
| 株 式 会 社 松 本                                                                          | 185   | 6.1     |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー                                                        | 154   | 5.1     |
| ソ ニ ー 株 式 会 社                                                                        | 117   | 3.9     |
| み ず ほ 証 券 株 式 会 社                                                                    | 89    | 3.0     |
| シ ー ビ ー エヌ ワイ フィ デリ ティ<br>ス モ ー ル キ ャ ッ プ バ リ ュ ー フ ァ ン ド                            | 82    | 2.7     |
| 松 本 大                                                                                | 74    | 2.4     |
| スタンダード チャータード バンク シンガポール アカウ<br>ン ト エイ チ ェ ル ビ ー ビ ー エ ス ジ ー エ ス オ ー<br>(シーオーエヌエスオー) | 65    | 2.1     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                              | 63    | 2.1     |
| 株式会社リクルートホールディングス                                                                    | 57    | 1.9     |

(注) 1. 持株数、持株比率は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2. 平成25年3月25日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、エフエムアール エルエルシー（米国マサチューセッツ州所在）が、平成25年3月18日現在で、当社株式を390千株（持株比率13.0%）所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

| 地 位        | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                     |
|------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 松 本 大     | チーフ・エグゼクティブ・オフィサー<br>マネックス証券株式会社 代表取締役社長<br>TradeStation Group, Inc. 取締役会長<br>株式会社東京証券取引所 社外取締役<br>株式会社カカコム 社外取締役 |
| 取締役副会長     | 桑 島 正 治   | チーフ・クオリティ・オフィサー<br>マネックス証券株式会社 取締役<br>アストマックス株式会社 社外取締役                                                           |
| 取 締 役      | 大 八 木 崇 史 | チーフ・ストラテジック・オフィサー<br>TradeStation Group, Inc. 取締役                                                                 |
| 取 締 役      | サロモン・スレデニ | チーフ・オペレーティング・オフィサー<br>TradeStation Group, Inc. 取締役社長                                                              |
| 取 締 役      | 川 本 裕 子   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授<br>株式会社日本取引所グループ 社外取締役<br>東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役<br>伊藤忠商事株式会社 社外取締役                          |
| 取 締 役      | 榎 原 純     | 株式会社ネオテニー 取締役会長<br>RHJ International 社外取締役<br>株式会社新生銀行 社外取締役<br>TradeStation Group, Inc. 取締役                      |
| 取 締 役      | 加 藤 丈 夫   | 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 会長<br>公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 理事長                                                                |
| 取 締 役      | 浦 田 晴 之   | オリックス株式会社 取締役兼代表執行役副社長                                                                                            |
| 取 締 役      | 林 郁       | 株式会社デジタルガレージ 代表取締役CEO兼グループCEO<br>株式会社カカコム 取締役会長                                                                   |
| 常 勤 監 査 役  | 玉 木 武 至   | マネックス証券株式会社 社外監査役                                                                                                 |
| 監 査 役      | 森 山 武 彦   | マネックス証券株式会社 監査役                                                                                                   |
| 監 査 役      | 小 澤 徹 夫   | 東京富士法律事務所 パートナー 弁護士<br>株式会社ローソン 社外監査役<br>セメダイン株式会社 社外監査役                                                          |
| 監 査 役      | 佐々木 雅 一   | 佐々木公認会計士事務所 公認会計士<br>マネックス証券株式会社 監査役                                                                              |

- (注) 1. 取締役の川本裕子、槇原純、加藤丈夫、浦田晴之および林郁の5氏は、社外取締役であります。また、川本裕子、槇原純、加藤丈夫および林郁の4氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
2. 監査役の玉木武至および小澤徹夫の2氏は、社外監査役であります。また、2氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
3. 監査役の森山武彦氏は、海運会社および証券会社において20年以上にわたり一貫して経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の佐々木雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役および社外監査役が他の法人等の業務執行者または社外役員を兼職している場合の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりです。
- (1) 当社社外取締役の川本裕子氏が社外取締役を兼職している株式会社日本取引所グループは、同社子会社の開設している取引所金融商品市場に、当社株式が上場されている、当社子会社であるマネックス証券株式会社が取引参加者として参加している、同社子会社である株式会社東京証券取引所の社外取締役を当社代表取締役会長兼社長の松本大氏が兼職している等の関係があります。また、川本裕子氏が社外取締役を兼職している伊藤忠商事株式会社は、同社子会社である伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に当社および当社子会社であるマネックス証券株式会社が、システム保守等の業務を委託している等の関係があります。
- (2) 当社社外取締役の槇原純氏が社外取締役を兼職している株式会社新生銀行は、当社との間で当社が借入を含む銀行取引を行っている等の関係があります。また、槇原純氏が取締役（実質的な社外取締役）を兼職しているTradeStation Group, Inc. は、当社子会社であります。
- (3) 当社社外取締役の浦田晴之氏が業務執行者を兼職しているオリックス株式会社は、当社の発行済株式総数の約22%を保有する大株主であります。
- (4) 当社社外取締役の林郁氏が業務執行者を兼職している株式会社カクコムは、同社の社外取締役を当社代表取締役会長兼社長の松本大氏が兼職している等の関係があります。
- (5) 当社社外監査役の玉木武至氏が社外監査役を兼職しているマネックス証券株式会社は、当社子会社であります。
- (6) 上記を除き、当社社外取締役および社外監査役が他の法人等の業務執行者または社外役員を兼職している場合の重要な兼職先と当社の間には、特段の関係はありません。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### ① 就任

当事業年度中の取締役の就任は以下のとおりです。

平成24年6月23日付 取締役 サロモン・スレデニ  
取締役 林 郁

### ② 退任

当事業年度中の取締役の退任は以下のとおりです。

平成24年6月23日付 取締役 田名網 尚  
取締役 上田 雅貴  
取締役 兼子 公範

### ③ 当事業年度中の重要な兼職の異動の状況

取締役 松本 大 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役を退任（平成25年1月1日付）

取締役 桑島正治 アストマックス株式会社社外取締役に就任（平成24年10月1日付）  
（平成24年8月1日付にて、旧アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）の社外取締役に就任、同年9月30日付にて退任）

取締役 川本裕子 ヤマハ発動機株式会社社外取締役を退任（平成25年3月26日付）

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 計       |           | う ち 社 外 |           |
|-------|---------|-----------|---------|-----------|
|       | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
| 取 締 役 | 10名     | 176百万円    | 4名      | 45百万円     |
| 監 査 役 | 3名      | 42百万円     | 2名      | 30百万円     |
| 計     | —       | 218百万円    | —       | 75百万円     |

(注) 1. 取締役に係る支給人員については、平成24年6月23日付で退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役2名（うち社外1名）を除いております。

2. 監査役に係る支給人員については、無報酬の監査役1名を除いております。

3. 平成18年6月24日定時株主総会決議による報酬限度額

取締役 年額300百万円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結当期純利益の3.0%以内と定めた変動枠の合計額

監査役 年額96百万円以内

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                            |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 川 本 裕 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。          |
| 社外取締役 | 槇 原 純   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に金融に関する高度の専門性を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。                          |
| 社外取締役 | 加 藤 丈 夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に長年にわたり企業経営に携わってきた経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。                   |
| 社外取締役 | 浦 田 晴 之 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、主に金融に関わる企業の経営に現に携わっている経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。                |
| 社外取締役 | 林 郁     | 当社取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、主に情報技術関連事業に関わる企業の経営に現に携わっている経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 玉 木 武 至 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、主に長年にわたり金融機関の経営に携わってきた経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 小 澤 徹 夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、主に弁護士専門性を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。                 |



② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役5名および社外監査役2名は、それぞれ当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額  |
|---------------------------------------|--------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 47百万円  |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額          | 48百万円  |
| 合計                                    | 96百万円  |
| 当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 129百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 一部の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、国際会計基準（IFRS）に関する助言・指導業務、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務を遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、当社取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める各項目に該当した場合には、解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割
    - ・ 取締役は、他の取締役の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行う。
    - ・ 取締役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努める。
  - (ii) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査役（会）の役割
    - ・ 監査役は、法令および規程に定められた権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
    - ・ 監査役は、取締役の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査する。
  - (iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備
    - ・ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の取締役、監査役、執行役員および従業員（以下「役職員」と総称する）が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
  - (iv) 内部監査部門の設置
    - ・ 取締役の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。
  - (v) 内部通報制度の整備
    - ・ 法令遵守上疑義のある取締役の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
情報の保存・管理
- ・取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各種リスクの管理
- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定める。
  - ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取り締役に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
組織関連規程の整備
- ・役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備
- ・使用人（執行役員および従業員をいう）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役職員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- (ii) 内部監査部門の設置
- ・適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。
- (iii) 内部通報制度の整備
- ・法令遵守上疑義のある使用人の行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社・関連会社の管理体制の整備
    - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行う。
    - ・子会社についての担当取締役を定めた場合、当該担当取締役は、担当する子会社の業務執行状況の監督その他必要に応じた指導および体制整備を実施し、業務の適正を確保する。
  - (ii) 子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保
    - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社・関連会社の業務に対する内部監査室による監査および監査役による監査を実施する体制を構築し、運用する。
  - (iii) 共通の各種基本方針の策定
    - ・各子会社においても、本基本方針の趣旨を適切に反映した各種基本方針等を策定するように指導を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (i) 監査補助者の選任
    - ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役会の意見を聴いた上で、予め監査補助者となるべき使用人を選任する。監査役（会）は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役（会）の職務を補助させることができる。
  - (ii) 監査役（会）への報告
    - ・監査補助者は、監査補助業務に関して監査役（会）に対して報告を行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査補助者の人事上の独立性
    - ・監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼしまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役会の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。

(ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性

- ・ 監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役に対してはこれらの義務を負わない。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役（会）への報告義務

- ・ 役職員は、以下の場合には直ちに監査役（会）に対して報告を行う。
  - (i) 重大な法令、定款違反または不正行為を発見した場合
  - (ii) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
  - (iii) 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合
- ・ 役職員は、上記以外についても、監査役（会）からの求めがある場合には監査役（会）に対して報告を行わなければならない。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備

- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役（会）に対する役職員の報告義務その他協力義務に関する規程を定める。
- ・ 監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できる。
- ・ 監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役が代表取締役その他の役職員と定期的および適宜に意見交換を行うことができる体制を整備する。
- ・ 監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査役の職務に関する助言を受けることができる。

⑪ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

(i) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- ・ 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

- (ii) 取締役会の任務および責任
  - ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。
- (iii) 体制整備・運用の状況の評価
  - ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを整備する。
- (iv) 子会社に対する指導
  - ・子会社においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行う。

## ⑫ 反社会的勢力との関係遮断

- (i) 反社会的勢力との関係遮断
  - ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては毅然と対応する。
- (ii) 子会社に対する指導
  - ・子会社においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行う。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ・当社は成長企業として必要な内部留保を行いつつ、業績連動型の株主還元を実施することを基本方針といたします。
- ・配当については当期利益に対する配当性向30%または株主資本に対する配当率(DOE)1%のいずれか高い額を目標とし、自己株式取得については財務状況に合わせた機動的な経営判断により実施することを株主還元方針といたします。

(注) 当社は平成25年3月期より国際会計基準(IFRS)を導入しており、上記株主還元方針において、「当期利益」はIFRSに基づく科目「親会社の所有者に帰属する当期利益」を、「株主資本」はIFRSに基づく科目「資本金」、「資本剰余金」、「自己株式」および「利益剰余金」の合計額を、それぞれ指します。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額に係る表示単位未満の端数については、国際会計基準(IFRS)に基づく数値は四捨五入、それ以外の数値は切り捨てとしております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
収 益		
受 入 手 数 料	20,367	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	6,974	
金 融 収 益	8,195	
そ の 他 の 営 業 収 益	554	
営 業 収 益		36,090
そ の 他 の 金 融 収 益		4,855
そ の 他 の 収 益		1,759
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		36
収 益 合 計		42,740
費 用		
金 融 費 用	2,320	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,359	
そ の 他 の 金 融 費 用	46	
そ の 他 の 費 用	3,016	
費 用 合 計		35,742
税 引 前 利 益		6,998
法 人 所 得 税 費 用		3,091
当 期 利 益		3,907
当期利益の帰属		
親 会 社 の 所 有 者		3,901
非 支 配 持 分		6
当 期 利 益		3,907

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結包括利益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
当 期 利 益		3,907
その他の包括利益		
在外営業活動体の換算差額	3,305	
売却可能金融資産の公正価値の変動	△2,519	
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分	51	
税引後その他の包括利益		837
当 期 包 括 利 益		4,744
当期包括利益の帰属		
親 会 社 の 所 有 者		4,738
非 支 配 持 分		6
当 期 包 括 利 益		4,744

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結財政状態計算書

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び現金同等物	51,193	デリバティブ負債	7,604
預託金及び金銭の信託	349,837	信用取引負債	39,745
商品有価証券等	4,078	有価証券担保借入金	67,661
デリバティブ資産	753	預り金	231,164
有価証券投資	18,551	受入保証金	131,535
信用取引資産	149,487	社債及び借入金	113,381
有価証券担保貸付金	44,583	その他の金融負債	2,099
その他の金融資産	22,950	引当金	88
有形固定資産	1,485	未払法人税等	2,072
無形資産	37,394	繰延税金負債	5,418
持分法投資	826	その他の負債	1,726
繰延税金資産	61	負債合計	602,492
その他の資産	995	(資本の部)	
資産合計	682,193	親会社の所有者に帰属する持分	79,667
		資本金	10,394
		資本剰余金	40,521
		利益剰余金	22,079
		その他の資本の構成要素	6,673
		非支配持分	35
		資本合計	79,702
		負債及び資本合計	682,193

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結持分変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分								非支配持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本の構成要素				合計		
				売却可能 金融資産 の公正価 値の変動	在外営業 活動体の 換算差額	持分法適用 会社におけ るその他の 資本の構成 要素	計			
平成24年4月1日残高	10,394	40,521	18,808	5,351	485	0	5,836	75,558	248	75,806
当期利益	—	—	3,901	—	—	—	—	3,901	6	3,907
その他の包括利益	—	—	—	△2,519	3,305	51	837	837	—	837
当期包括利益	—	—	3,901	△2,519	3,305	51	837	4,738	6	4,744
所有者との取引額										
配当金	—	—	△629	—	—	—	—	△629	—	△629
その他の非支配持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	—	△219	△219
所有者との取引額合計	—	—	△629	—	—	—	—	△629	△219	△848
平成25年3月31日残高	10,394	40,521	22,079	2,833	3,789	51	6,673	79,667	35	79,702

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,552	流動負債	14,511
現金及び預金	1,549	未払法人税等	37
未収収益	444	未払消費税等	30
未収入金	408	預り金	13
関係会社短期貸付金	11,881	1年内償還予定の社債	10,000
繰延税金資産	234	1年内返済予定の長期借入金	2,500
その他	34	関係会社短期借入金	140
固定資産	88,041	賞与引当金	37
有形固定資産	136	役員賞与引当金	20
建物	79	為替予約	1,574
器具備品	57	その他	157
無形固定資産	57	固定負債	15,016
ソフトウェア	57	長期借入金	14,000
投資その他の資産	87,847	繰延税金負債	990
投資有価証券	5,311	賞与引当金	12
関係会社株式	71,161	役員賞与引当金	12
その他の関係会社有価証券	211	負債合計	29,528
関係会社出資金	3,241	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	7,809	株主資本	71,275
その他	111	資本金	10,393
資産合計	102,593	資本剰余金	43,266
		資本準備金	43,266
		利益剰余金	17,615
		その他利益剰余金	17,615
		繰越利益剰余金	17,615
		評価・換算差額等	1,790
		その他有価証券評価差額金	1,790
		純資産合計	73,065
		負債・純資産合計	102,593

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		5,002
業 務 受 託 収 入	2,472	
不 動 産 賃 貸 収 入	211	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,152	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	166	
営 業 費 用		1,956
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,777	
金 融 費 用	178	
営 業 利 益		3,046
営 業 外 収 益		34
営 業 外 費 用		203
経 常 利 益		2,877
特 別 損 失		316
税 引 前 当 期 純 利 益		2,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	△1	62
当 期 純 利 益		2,498

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	10,393	43,266	15,746	69,406	3,309	3,309	72,716
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	△629	△629	-	-	△629
当 期 純 利 益	-	-	2,498	2,498	-	-	2,498
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	△1,519	△1,519	△1,519
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,868	1,868	△1,519	△1,519	349
当 期 末 残 高	10,393	43,266	17,615	71,275	1,790	1,790	73,065

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

マネックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 原 利 和 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、マネックスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年4月25日にSwiss Reinsurance Company Ltdと株式譲渡契約を締結し、保有するライフネット生命保険株式会社の全株式を売却している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月14日開催の取締役会において、自己株式の取得及び売却に係る事項を決議し、平成25年5月15日に取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

マネックスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 原 利 和 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を実施し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年4月25日にSwiss Reinsurance Company Ltdと株式譲渡契約を締結し、保有するライフネット生命保険株式会社の全株式を売却している。
3. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月14日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項を決議し、平成25年5月15日に取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月20日

マネックスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 玉 木 武 至 ㊟

監 査 役 森 山 武 彦 ㊟

監 査 役 小 澤 徹 夫 ㊟

監 査 役 佐々木 雅 一 ㊟

(注) 常勤監査役玉木武至及び監査役小澤徹夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期利益に対する配当性向30%または株主資本に対する配当率（DOE）1%のいずれか高い額を年間配当の目途とする方針に基づき、以下のとおりといたします。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 300円

配当総額 899,041,500円

なお、これにより当期の1株当たり年間配当額は、中間配当110円と合わせて410円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、監督と業務執行の分離により、経営の透明性を確保し、より高い水準のコーポレート・ガバナンスの確立を目指すとともに、経営戦略を迅速に展開できる執行体制を構築するため、委員会設置会社に移行することといたします。

これに伴い、各委員会および執行役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第41条）の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 平成19年11月に全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日付をもって、当社普通

株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用することに伴い、株式分割に伴う発行可能株式総数の変更（定款変更案第5条）、単元株式数の規定（同第6条）および議決権を有しない単元未満株式についての権利に関する規定（同第7条）ならびに効力発生日に係る附則の新設等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 8,800,000株とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 880,000,000株とする
（新 設）	<u>（単元株式数）</u> 第6条 当社の単元株式数は100株とする。
（新 設）	<u>（単元未満株式についての権利）</u> 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u>
第6条～第10条（条文省略）	第8条～第12条（現行どおり）
（招集権者及び議長） 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が招集し、議長となる。 2 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表執行役を兼務する取締役が招集し、議長となる。 2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
第12条～第16条 (条文省略)	第14条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第17条 当社に取締役9名以内を置く。	(取締役の員数) 第19条 当社に取締役10名以内を置く。
第18条～第19条 (条文省略)	第20条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。 <u>2 取締役会は、取締役の中から、代表取締役会長及び代表取締役社長各1名その他の役付取締役を選定することができる。</u>	(取締役会長及び取締役副会長) 第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長1名及び取締役副会長若干名を選定することができる。 (削 除)
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。 2 代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の定める取締役が招集し、議長となる。 2 前項に定める取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集手続) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。
第23条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>報酬委員会</u>の決議をもって定める。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第30条 当社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集権者及び議長)</u> 第34条 監査役会は、常勤監査役が招集する。但し、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。 2 監査役会の議長は、監査役会が定めるところにより、常勤監査役がこれに任じ、常勤監査役に事故あるときは、予め監査役会の定める順序に従い、他の監査役が議長となる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の決議をもってこれを行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 <u>委員会</u> <u>(委員会の設置)</u> 第31条 <u>当社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(委員会の構成)</u> 第32条 各委員会は取締役3名以上で組織し、 その過半数は社外取締役とする。 2 監査委員会の委員は、当社若しくはその 子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は 当会社の子会社の会計参与若しくは支配人そ の他の使用人を兼ねることができない。
(新 設)	<u>(委員の選定)</u> 第33条 各委員会の委員は、取締役の中から、 取締役会の決議によって選定する。
(新 設)	<u>(委員会の決議)</u> 第34条 各委員会の決議は、委員の過半数が出 席し、出席した委員の過半数の決議をもって これを行う。
(新 設)	<u>(各委員会に関する事項)</u> 第35条 各委員会に関する事項については、法 令及び本定款に定めのあるものの外、取締役 会の定めるところによる。
(新 設) (新 設)	第6章 執行役 <u>(執行役の員数)</u> 第36条 当社に執行役10名以内を置く。
(新 設)	<u>(執行役の選任)</u> 第37条 執行役は、取締役会の決議によって選 任する。
(新 設)	<u>(執行役の任期)</u> 第38条 執行役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結後、最初に招集される取締 役会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第39条 当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、執行役の中から、執行役社長1名その他の役付執行役若干名を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(執行役の報酬等)</u> <u>第40条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議をもって定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(執行役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(執行役に関する事項)</u> <u>第42条 執行役に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、取締役会の定めるところによる。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第7章 会計監査人 第43条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算 第45条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第8章 計 算 第47条～第49条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>附 則</u> <u>第1条 第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> <u>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）および監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役設置会社から委員会設置会社への移行に伴い、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

(*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつもと おおき 松本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同 東京支店 常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P.ゼネラルパートナー 平成10年11月 同 リミテッド・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社) 代表取締役 平成16年8月 当社代表取締役社長 平成16年8月 日興ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社) 取締役 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社) 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所取締役(現任) 平成22年6月 株式会社カカコム取締役(現任) 平成23年2月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 平成23年6月 TradeStation Group, Inc. 取締役会長(現任)	74,920株 (注5)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	くわしま しやうじ 桑 島 正 治 (昭和30年1月2日生)	昭和52年4月 日興証券株式会社入社 平成11年5月 日興オンライン株式会社(現マネックス証券株式会社) 取締役 平成13年2月 同 取締役退任 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ(現シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社) 取締役 平成18年1月 日興システムソリューションズ株式会社取締役会長 平成18年6月 当社取締役 平成18年12月 同 取締役退任 平成18年12月 株式会社日興コーディアルグループ取締役兼代表執行役社長 平成20年1月 同 取締役副会長 平成21年4月 マネックス証券株式会社取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役 平成23年2月 同 取締役副会長(現任) 平成24年10月 アストマックス株式会社取締役(現任)	1,127株
3	おおやぎ たかし 大 八 木 崇 史 (昭和44年3月17日生)	平成3年4月 日本銀行入行 平成10年1月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社) 入社 平成16年5月 Deutsche Bank Securities, Inc. 入社 平成19年8月 MBH America, Inc. CEO & President 平成21年7月 当社執行役員 平成23年6月 TradeStation Group, Inc. 取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	5,106株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	サロモン・スレデニ (昭和42年6月26日生)	昭和63年1月 Arthur Andersen LLP入社 平成6年8月 IVAX Corporation 経理・財務担当責任者 平成8年12月 TradeStation Group, Inc. チーフ・フィナンシャル・オフィサー 平成11年9月 同 取締役社長チーフ・オペレーティング・オフィサー 平成19年2月 同 取締役社長チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (現任) 平成24年6月 当社取締役 (現任)	0株
5	* さ さ き ま さ か ず 佐々木 雅一 (昭和38年9月26日生)	平成元年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成9年8月 佐々木公認会計士事務所開業 平成11年4月 株式会社マネックス (旧マネックス証券株式会社) 監査役 平成15年6月 同 取締役 平成16年8月 当社取締役 平成17年6月 同 監査役 平成19年6月 同 取締役 平成21年6月 マネックス証券株式会社監査役 (現任) 平成21年6月 当社監査役 (現任)	640株
6	まきはら じゅん 横原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年12月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー ゼネラルパートナー 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 (現任) 平成17年3月 RHJ International 取締役 (現任) 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成23年6月 TradeStation Group, Inc. 取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社新生銀行取締役 (現任)	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	はやし かおる 林 郁 (昭和34年12月26日生)	平成7年8月 株式会社デジタルガレージ代表取締役 平成8年12月 有限会社ケイ・ガレージ代表取締役(現任) 平成14年7月 株式会社カカコム代表取締役会長 平成15年6月 同 取締役会長(現任) 平成16年11月 株式会社デジタルガレージ代表取締役CEO兼グループCEO(現任) 平成18年8月 株式会社CGMマーケティング代表取締役社長(現任) 平成21年6月 株式会社DGインキュベーション代表取締役会長(現任) 平成24年4月 ベリトランス株式会社代表取締役会長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成24年10月 株式会社イーコンテキスト代表取締役会長兼社長(現任) 平成25年4月 株式会社Open Network Lab代表取締役会長(現任)	0株
8	* いでいのぶゆき 出井伸之 (昭和12年11月22日生)	昭和35年4月 ソニー株式会社入社 平成7年4月 同 代表取締役社長 平成12年6月 同 代表取締役会長 平成15年6月 同 取締役代表執行役会長 平成18年2月 Accenture plc取締役(現任) 平成18年4月 クオンタムリープ株式会社代表取締役(現任) 平成18年6月 当社アドバイザーボード議長 平成19年1月 I・CONCEPT株式会社代表取締役(現任) 平成19年6月 百度公司取締役(現任) 平成19年7月 フリービット株式会社取締役(現任) 平成23年9月 Lenovo Group Limited取締役(現任) 平成24年9月 特定非営利活動法人アジア・イノベーターズ・イニシアティブ理事長(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	* こたか こうじ 小高功嗣 (昭和33年5月14日生)	昭和62年4月 弁護士登録 昭和62年4月 佐藤・津田法律事務所入所 平成2年8月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成10年11月 同 マネージング・ディレクター 平成21年11月 西村あさひ法律事務所入所 平成23年1月 小高功嗣法律事務所開業 平成23年2月 株式会社R&K Company代表取締役(現任)	0株
10	* たまき たけし 玉木武至 (昭和16年5月29日生)	昭和39年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成5年6月 同 取締役 平成8年1月 同 常務取締役 平成9年6月 東銀リース株式会社専務取締役 平成13年6月 同 取締役副社長 平成15年6月 同 常勤監査役 平成19年6月 マネックス証券株式会社監査役(現任) 平成19年6月 当社監査役 平成21年6月 同 常勤監査役(現任)	409株

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 横原純氏、林郁氏、出井伸之氏、小高功嗣氏および玉木武至氏は、社外取締役候補者であります。

横原純氏は、金融に関する高度の専門性、および経営者としての実績を有しており、その高い知見を引続き当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

林郁氏は、現に情報技術関連事業に関わる企業の経営に携わっており、その高い知見を引続き当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

出井伸之氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を有しており、その高い知見を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

小高功嗣氏は、弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験、および金融に関する専門的な知識と経験を有しており、その高い知見を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

玉木武至氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その高い知見を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

なお、横原純氏は、平成18年6月24日に当社社外取締役に就任し、在任期間は約7年、林郁氏は、平成24年6月23日に当社社外取締役に就任し、在任期間は約1年となります。

また、横原純氏および林郁氏は、それぞれ当社との間で、事業報告に記載のとおり、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。2氏が再任された場合においては、再任後の行為についてもその効力を有する契約としております。出井伸之氏、小高功嗣氏および玉木武至氏の選任が承認された場合は、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

3. 取締役候補者横原純氏および林郁氏の2氏については、事業報告に記載のとおり、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届出書を提出しており、2氏が再任された場合は、引続き独立役員となる予定であります。新任の取締役候補者である出井伸之氏、小高功嗣氏および玉木武至氏の3氏については、選任が承認された場合は、独立役員として新たに届出書を提出する予定であります。林郁氏は、当社の代表取締役会長兼社長である松本大氏が社外取締役を務める株式会社カカクコム取締役会長であり、社外取締役の相互就任の関係にあります。玉木武至氏は、平成5年6月から平成9年6月まで、現在、当社の主要取引銀行の一つである株式会社三菱東京UFJ銀行取締役（就任時は株式会社東京銀行、退任時は株式会社東京三菱銀行）に就任していましたが、今から15年以上前、当社の主な前身会社である旧マネックス証券株式会社および旧日興ビーンズ証券株式会社の設立（平成11年）以前に、同氏は既に同行取締役を退任しており、当社経営陣との間で特段の利害関係がなく、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から、これまで当社社外監査役としての職務を適切に遂行されていることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。
4. 取締役候補者玉木武至氏について、同氏がマネックス証券株式会社の社外監査役に在任中、同社は平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況にあることが法令違反の事実として認定され、これに伴い、平成21年3月に金融庁より業務停止命令（平成21年4月1日（水）から同年6月30日（火）までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）および業務改善命令を受けました。同氏は日頃より同社の取締役会において金融機関の経営に長く携わってきた経験を生かし、法令遵守の視点に立った発言を行うとともに、監査役として行うべき監査を通じて法令違反の未然防止に努めておりましたが、本件発生後は、同社取締役会を通じ、また同社監査役として、再発防止に向けた監視をより強化しております。
5. 取締役候補者松本大氏が代表取締役を務める個人資産管理会社である株式会社松本が、別途、同氏の共同保有者として当社株式185,560株を保有しております。
6. 現任の取締役に關する事項については、事業報告を併せてご参照ください。

以上

＜インターネット等による議決権行使についてのご案内＞

1. インターネットによる議決権の行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。
- (2) パソコンまたは携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月21日（金）17時30分までに行使されるようお願いいたします。
- (5) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いたします。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権の行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。（行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができませんのでご了承ください。）
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内にしたがい、議決権を行使してください。

3. セキュリティーについて

行使された情報が改竄、盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問合せすることはございません。

4. 招集ご通知の受領方法について

次回の株主総会より招集ご通知を電子メールで受領することをご希望の株主様は、<http://daikomail.mizuho-tb.co.jp/>へアクセスのうえ、お手続きください。

メールアドレスのご変更、電子メール配信の中止、パスワードのご変更をご希望の株主様は、<http://soukai.mizuho-tb.co.jp/>へアクセスのうえ、お手続きください。

5. お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権の行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く）

- (2) 上記（1）以外のお問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

<ご参考>

機関投資家の皆様につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎03 (3475) 2455



- 交通 東京メトロ銀座線「外苑前駅」下車
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
国立競技場方面A2出口より徒歩約8分
JR中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い>お車でのご来場はご遠慮ください